

令和3年5月17日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた新篠津小学校の対応について

1. 緊急事態宣言期間（5月16日～5月31日）の学習活動について

1) マスクの着用を徹底し人と人との間隔を十分とり学習活動を進めます。(裏面参照)

2) 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動を中止します。

長時間・近距離になる場合の以下の活動

①対面形式のグループワーク ②理科の実験・観察

③合唱・リコーダー・鍵盤ハーモニカ等の演奏 ④共同制作や鑑賞

⑤調理実習 ⑥密集する運動、組み合ったり接触したりする運動、水泳学習

3) 教室の窓を開け換気と消毒を徹底します。

4) 活動後の手洗いを徹底します。

5) 村外への校外活動を中止・延期します。

2. 給食指導

ランチルーム喫食学年を減らすよう変更します。

・ランチルーム 1年・3年・6年

・教室 2年 ・学習室 4年 ・小会議室 5年

3. 来校者の制限

原則として来校者の入校を制限し、窓口対応とします。

4. 学校行事（現状の予定ですので今後変更する場合があります）

①5月の行事

日程	内容	対応
19日(水)	内科検診 4～6年	実施
20日(木)	ホクレン陸上教室 4年	9月に延期
	田植え 5年	6月第1週へ延期
21日(金)	みそ造り 6年	中止

②6月の行事

日程	内容	対応
5日(土)	運動会 全学年	延期(期日未定)
11日(金)	遠足 全学年	延期(期日未定)
24日(木)～25日(月)	修学旅行 6年 (小樽市・留寿都村)	検討中・実施又は延期について 5月31日までに連絡
29日(火)～30日(水)	宿泊学習 5年 (砂川市・滝川市)	検討中・実施又は延期について 6月11日までに連絡

*水泳学習(全学年)は中止します。

*村内の教育活動につきましては、内容を踏まえ、状況に応じて判断いたします。

*6月下旬に予定されている修学旅行、宿泊学習につきましては、道内や訪問先の感染状況、キャンセル料等発生時期、学校行事との関係などを検討し慎重に判断いたします。